

議事日程（開会日） 令和6年9月2日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第38号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第39号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第40号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第41号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第42号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第44号 木曽岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第12 議案第45号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第46号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第47号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第48号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第49号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第50号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第51号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第52号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第53号 財産の取得について

日程第 2 1 報告第 5 号 令和 5 年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 2 2 同意第 3 号 木曽岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 3 同意第 4 号 木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 4 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

日程第 2 5 請願第 2 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第 2 6 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第 2 7 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 英二夫
8 番	三 輪 一 雅	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	藤 井 光 利
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	神 野 美 紀 恵
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	ふれあいの里所長	松 本 大
代表監査委員	深 津 和 男		

事務局出席職員

事 務 局 長 多 賀 達 人 議 会 事 務 局 鈴 木 琴 音

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前 9 時 0 分開会

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日は、令和 6 年第 3 回木曽岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におか

れましては、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和6年度の各会計補正予算並びに条例の改正案など、いずれも重要な案件が提出されております。提案議案の内容につきましては、後ほど加藤町長より詳細な説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和6年第3回木曽岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る8月27日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて審査をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る、8月27日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき議長並び副議長にも出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和6年第3回木曽岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会では、まず加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて審査に入りました。説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和6年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案4件、条例の改正案1件、令

和５年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案８件、協議案１件、特定事務取扱指定案１件、財産取得に係る議案１件、報告案１件、同意案２件、請願案４件の合わせて２３件であります。これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況及び委員会での審査日程などを考慮し、会期は本日９月２日から９月１７日までの１６日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに加藤町長より行政報告を行っていただく事としております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず、議案第３８号から議案第５３号までの１６議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、この度は決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、報告第５号を上程し、加藤町長より提案理由説明を行っていただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。

次に、同意第３号及び同意第４号を個別に上程し、それぞれ町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、請願第１号から請願第４号までの請願書４件を審議していただきます。この度の請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査していただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和６年第３回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に第１委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、９月３日午前９時から引続き行うことといたしておりますので、ご報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は９月５日午前９時から、総務建設常任委員会は９月９日午前９時から開催していただくことといたします。

次に、定例会の再開日は９月１２日午前９時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は５名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第３８号から議案第５３号までの１６議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

次に、報告第５号を上程し、質疑を行っていただき、議会への報告は終了といたします。

以上をもって本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は９月１７日午前９時より再開し、議案第３８号から議案第５３号までの１６議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ１議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願４件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の提出について、ご審議をいただく予定であります。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、令和６年第３回木曽岬町議会定例会は閉会とされます。

また、常任委員会ごとに所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けさせていただくことで、ご了解をいただきましたことを併せてご報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和６年９月２日、議会運営委員会委員長、服部英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうもご苦勞様でございました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日９月２日から９月１７日までの１６日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から９月１７日までの１６日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から９月１７日までの１６日間と決定いたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

はじめに、三重県町村議会議長会理事会に関する報告でございます。全国町村議会議長、副議長研修会が５月２１日に東京で開催され、町村議会議員のなり手不足に潜む危機や自治体議員が注意すべきハラスメント、若年、女性、勤労者が参画する地方議会の実現などについて研修を受けて参りました。

また、7月18日には理事会が開催され、定期総会関連事項などを議決し、7月29日に開催された三重県町村議会議長会定期総会では、会務の報告及び国・県への要望提出議題などの議決がなされました。

次に、桑名広域清掃事業組合議会議員としては、第2回臨時会が5月27日に開催され、組合議会の副議長の選挙に関する議題の議決がなされ、8月6日には定例会が開催され、令和5年度の決算認定が議決されました。

その他に、6月5日には柿安シティホールで桑名地域生活安全協会通常総会が開催され、その席上で私が木曾岬町議会を代表し祝辞を述べさせていただき、7月4日には木曾三川下流改修工事促進期成同盟会並びに木曾三川公園建設促進下流域期成同盟会の通常総会が、7月26日には部落解放をめざす会、第36回総会が柿安シティホールで開催され、それぞれ令和5年度事業報告及び決算報告、令和6年度事業計画案及び予算案が議決されました。

最後に、視察の受け入れとして、7月25日に、木曾岬干拓地を所管する三重県議会の総務地域連携交通常任委員会の視察を受入れ、私が、木曾岬干拓地の現状について説明した後に現地の視察をしていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

この度の台風10号は、発生以来、特に進路が発表の度に変わるということで、気象庁の予報では、不確定予報で予測できないような迷走タイプでございましたが、ようやく昨日、紀伊半島沖で熱帯低気圧に変わりました。

しかし、各地で大変な豪雨災害が頻発いたしました。当町では特に心配するような事態はございませんでしたけれども、三重県内の各市町では、大雨特別警報が出され避難指示、続いてレベル5、命を守るために緊急安全確保が発令されるなど大変な状況が続いておりました。全町避難指示を出された大台町の大森町長に昨日電話をさせていただき、お見舞いを申し上げたところでございます。特に、心配するような事態はなかったということでございますが、被災された各地の皆さん方に、心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

そうした中、本日、令和6年第3回木曾岬町議会定例会を招集、開会をいただきましたところ、議員の皆様方には、早朝から全議員ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案、各会

計の決算認定など、いずれも重要な案件でございます。何卒、十分なご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

それでは早速ですが、ただいま議長の許可をいただきましたので行政報告をさせていただきます。

はじめに、南海トラフ地震臨時情報と、この度の台風第10号への対応についてご報告させていただきます。

去る8月8日に発生しました宮崎県日向灘を震源とする地震は、南海トラフ地震の想定震源域内で、地震の規模がマグニチュード7.1であったことから、気象庁において、評価検討会が開催されまして、令和元年5月の運用開始以来、はじめて、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。

当町では、災害対策本部を設置するとともに、地域防災計画に基づきまして、防災行政無線や配信メール、町ホームページにより、町民の皆さんに対し、臨時情報、巨大地震注意の発表を周知するとともに、テレビ・ラジオ等の報道に十分注意し、家具の転倒防止や非常持出袋等の確認、家族との連絡・安否確認の方法、避難場所の確認について注意喚起を行い、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢をとるよう呼びかけをさせていただいてございまして。

また、8月22日に発生しました台風第10号につきましては、当初は日本の南を北上して近畿や東海地方に進むと予想されておりましたが、日を追うごとに台風は西に進み、過去最大級の台風となり、上陸直前の中心気圧は935ヘクトパスカル、最大風速は50mと強い勢力を維持したまま、九州南部に接近、上陸し、鹿児島県には暴風、波浪、高潮の特別警報が発令されました。気象庁によりますと九州の南の上空にあった寒冷渦が影響を与えた可能性があるとし、進路予想は困難を極め、非常に速度が遅く、当町への影響も刻一刻と変化し、過去に類をみない台風であり、暴風もさることながら台風からはるか離れた各地で線状降水帯が発生し、記録的な豪雨災害が頻発するという特徴もございました。

当町では、8月22日午前6時に台風第10号の5日進路予想で、木曽岬町が予報円に入ったことから、誰が、いつ、何をするのかといった事前行動を時系列でまとめたタイムラインを発動し、配備体制の確認や情報収集、関係機関との情報共有などに取り組み、町幹部職員をメンバーとする災害対策会議を開催して、台風の状況の確認や警報級となる可能性のある期間の共有、自主避難所開設の検討等を行うとともに、8月30日には、9月1日に開催予定でございました防災フェアについて、接近中の台風第10号の影響により中止すると決定をいたし、広報無線や町ホームページ、配信メールなどで皆さんに周知を図るなど、台風接近時の直前対策を講じ、一体的な災害対策を実施いたしました。

当町では特に、緊迫するような事態にはなりませんでしたが、予測できない台風もさることながら、各地で線状降水帯が頻発し特別警報が出され三重県内の市町では避難指示が発令、そして続いて、レベル5、いわゆる命を守るための緊急安全確保が発令され

ました。かつてない事態が県内で頻発、激甚化しております。こうした状況はもはや異常気象ではなく、地球温暖化あるいは海水温上昇による予測不能な不安定な気象が、今後日常的になってくる恐れがあると考えが必要があるのではないのでしょうか。

次に、6月18日に開催されました三重県知事との円卓対話についてご報告させていただきます。

今回は、防災対策についてと、県境の町の一体的な地域づくりについての2点について、一見知事の方針を伺ったところでございます。

まず、防災対策につきましては、能登半島地震発生から6か月が経過し、この地震から得た教訓を踏まえたうえで、平常時、発災直前・直後、それ以降、それぞれの場面における適時的確な情報発信に関することや、初動対応について一見知事と議論をさせていただき、木曽岬町を守る最前線の砦である木曽川左岸堤防や、新輪工業団地として稼働を始めた木曽岬干拓地の堤防、それぞれの耐震補強等についても知事の所見をお聞きし、一見知事からは、南海トラフ地震対策として、発災直前・直後の情報収集と共有、そして受援体制の強化が重要である。今後、町が行う防災訓練に県の緊急派遣チームも参加させていただくなどの連携協力をお願いしたい。また、堤防の耐震化については、日々工事を進めているが、まだ十分でないと認識しているので、引き続き取り組んで行きたい。という回答をいただいたところでございます。

一方、県境の町の一体的な地域づくりについては、町道鍋田川線で日々増大している交通量の緩和を目的に工事が進められております県道バイパスの現在の計画は、中和泉の現県道に接続するまでとなっておりますことから、これを更に国道1号線に向けて延伸していただくよう要望させていただくと共に、木曽川左岸と鍋田川下流部や木曽岬干拓地等を活かした水辺や親水公園等の整備や、木曽川堤防や木曽岬干拓地等をサイクリングロードとして整備していくことを検討してはどうか等、町内外から大勢の皆さん方に楽しんでいただけるような水と緑の快適空間づくりという観点について、一見知事の所見をお伺いいたしました。

一見知事からは、木曽三川は非常に景観が良く、特に下流には変化に富んだ景色も見られることから、木曽岬町周辺のサイクリングロードとしての意義を訴えかけていく事は重要だと考えている。また、欧米、台湾、韓国には、自転車が好きの方が多いため、日本の原風景である木曽川を走ってもらうことは、インバウンドの少ない三重県にとっては、非常に良い事だと思う。という回答をいただいたところでございます。

次に、国・県に対する要望活動でございますが、毎年、各省庁や関係機関への要望活動につきましては、夏季と秋季要望があり、夏季要望について概要を報告させていただきます。

まず、木曽川下流河川事務所管内の3県4市1町で構成する、木曽三川下流改修工事並びに同じく公園建設の両促進期成同盟会では、国土交通省に対して7月10日に中部地方

整備局、7月18日には本省と関係国会議員に、切迫する南海トラフ地震に備えた河川施設等の直轄事業の耐震対策に必要な予算の確保を要望いたしております。

更にその上で、木曽川下流河川事務所との事業調整連絡会議を6月27日に開催し、町の様々な事業の進捗や課題について情報共有や意見交換をさせていただきました。

また、道路・河川防災、治水砂防、港湾海岸、そして都市計画等、それぞれの協会を統合一元化した三重県の社会基盤整備協会として、8月9日に三重県知事ならびに三重県議会議長への要望活動を行い、私は県の河川防災協会副会長として、堤防耐震対策推進を要望させていただきました。

一方、道路問題についてでございますが、愛知県側の名古屋第三環状線の整備促進につきまして、去る7月10日に、弥富市の安藤市長と朝日県議会議員とともに、愛知県庁建設局長並びに都市・交通局長、更に自民党愛知県議員団の石塚吾歩路団長へ要望活動を実施し、全線の早期完成を要望してまいりました。

引き続き関係機関と調整を進め、治水事業や道路事業などの整備促進に向け、全力を尽くして行きたいと考えているところでございます。何卒議員の皆様方にもご理解を賜りたいと思います。

以上のことを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 5 議案第38号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 6 議案第39号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第 7 議案第40号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 8 議案第41号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第 9 議案第42号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第43号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程第11 議案第44号 木曽岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第12 議案第45号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第46号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 議案第 47 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 48 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 49 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 議案第 50 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 51 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 議案第 52 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

日程第 20 議案第 53 号 財産の取得について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 5、議案第 38 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 20、議案第 53 号、財産の取得についてまでの 16 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、議案第 38 号から議案第 53 号までの 16 議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、議案第 38 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 8,400 万円を追加し、予算の総額を 37 億 9,100 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出では、科目全体にわたって、制度改正による児童手当の拡充に伴う増額および、年度当初に行われた人事異動に伴う人件費の精査を行っているほか、議会費では、議会研修に必要な経費を計上し、総務費では、戸籍の標準化・共通化事業の実施年度を 2 か年度に分割することに伴いシステム改修費を減額すると共に、刑法の一部改正に伴う関係例規の整備や、交通安全対策として区画線工を実施するための経費などを計上するものでございます。

民生費では、生活困窮者に対して生活相談等の就労準備支援を行うための経費や、こども園の消防設備等の修繕に要する経費を計上すると共に、令和 5 年度に実施いたしました

各種給付金事業に係る補助金の精算に伴う返還金を計上し、衛生費では、高齢者に対する新型コロナワクチン予防接種の実施に要する経費や、家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費のほか、桑名・員弁広域連合に対するし尿処理費負担金の精算見込分を計上するものでございます。

農林水産費では、農業集落排水事業に係る下水道事業会計への繰出金を計上し、土木費では、公共下水道事業に係る下水道事業会計への繰出金や、新たに補助事業として新設された耐震シェルター設置促進事業に要する経費、橋梁の長寿命化修繕事業に対する国費の追加内示分を増額すると共に、道路改良工事費において、国費の内示および事業の進捗状況を踏まえた事業費の減額を行っているものでございます。

消防費では、桑名市における消防事務経費の増額が行われたことに伴う負担金の増額分を計上し、教育費では、給食センターの空調機器の取り換え工事に要する経費などを計上するものでございます。

これに対する歳入といたしましては、地方特例交付金、繰入金および町債において交付決定に伴う減額を行うとともに、町税、国・県支出金、前年度繰越金、諸収入において、本算定等による額の確定に伴う増額を行うものでございます。

次に、議案第39号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ842万8,000円を追加し、予算総額を7億2,102万8,000円とするものでございます。補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、本年度の保険料が確定したことや令和5年度決算により本年度への繰越額が確定したことで、各々精査するものでございます。

歳出につきましては、事業納付金の確定による精査や前年度の保険給付費等交付金の確定により、返還金を計上するものでございます。

次に、議案第40号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ586万7,000円を追加し、予算総額を6億5,586万7,000円とするものでございます。補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、繰越金の確定の他、本算定により介護保険料が仮算定時と比較して226万2,000円、率にして1.1%増加したことによる保険料収入の精査及び国・県負担金、支払基金交付金等の介護給付事業実績による精算や、低所得者の保険料軽減措置に係る一般会計からの繰入金を精査するものでございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分等について、国県支出金、支払基金及び一般会計繰入金が確定しましたことから返還金を計上するものでございます。

次に、議案第41号、三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、処理場の緊急修繕工事に伴う工事費及び桑名・員弁広域連合への負担金の精算見込みにより増額補正を行うとともに、企業会計に移行したことに伴い、歳入歳

出差引残額と債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額が確定したことから、それぞれの額を改めるものでございます。

次に、議案第４２号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本年１２月２日以降、現行の被保険者証の発行がなくなるほか、保険料の徴収猶予に関する事項を追加するため、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第４３号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本年１２月２日以降、現行の被保険者証の発行がなくなることから、広域連合規約の変更について、地方自治法に基づく所要の手続きを行うものでございます。

次に、議案第４４号、木曽岬町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてでございますが、マイナンバーカードの普及に伴い、今後、庁舎窓口での電子証明書の更新手続きに係る混雑が見込まれることから、電子証明書更新等の特定の事務を郵便局で取り扱わせるため、所要の手続きを行うものでございます。

次に、議案第４５号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。令和５年度の町一般会計決算の歳入総額は３４億５，４３３万９，９１４円、歳出総額は３２億６，９１０万４，２４１円で、歳入歳出差引額が１億８，５２３万５，６７３円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が９８２万４，０００円、実質収支額は１億７，５４１万１，６７３円となりました。

なお、この実質収支額に対して、地方自治法第２３３条の２の規定による措置として１億１，０００万円を基金に繰入れ、令和６年度に６，５４１万１，６７３円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較致しますと、歳入で２億５，９７２万８，０００円、率にして７．０％の増額、歳出では２億５，６１１万８，０００円、率にして７．３％の減額となっております。

それぞれの主な要因についてでございますが、まず、歳入につきましては、町税において木曽岬干拓地における固定資産税の増収等から対前年度比１９．３％の増額となったほか、県支出金において、すいせんの里の改修工事に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金が増額となりましたが、町税の増額に伴って地方交付税が７．５％の減額、道路改良事業の減少に伴って国庫支出金が３５．６％の減額、令和４年度で計上されていた長島木曽岬分署の消防車購入に対する緊急防災・減災事業債が皆減となったことに伴って町債が４５．１％の減額となったほか、ふるさと納税の減少に伴って寄附金が４０．５％の減額となりました。

一方、歳出については、総務費において、令和５年度から新たに企業誘致促進条例に基づく奨励金を支出することとしたことから補助費等は増額となりましたが、財政調整基金、減債基金やふるさとさきそさき応援基金などへの積立金の減額、職員数の減少に伴う人件費の減額などが影響して、総務費全体で１８．７％の減額となり、土木費において、道路改良事業が減少したことにより２８．０％の減額、また、消防費においても長島木曽岬分署の消防車購入が完了したことによって１８．０％の減額となりました。

令和５年度決算を分析してみると、主な歳入の構成割合は、町税が３３．３％、地方交付税が３２．７％、国・県支出金が１４．２％、寄付金が２．９％、町債が４．３％でございました。

また、町税や使用料などの自主財源が４１．９％、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が５８．１％となっており、自主財源比率は前年度に比べ８．３ポイント上昇しております。これは、町税が増額となったことが影響したものでございます。

なお、令和５年度の財政力指数は０．４８で、前年度に比べ０．０６ポイント下降しておりますが、これは、令和２年度が一時的に上昇したことが影響したものであって、例年ベースに戻りつつあるといえるものであります。引き続き、経費の削減などによる財政事情の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、議案第４６号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は３５２万９１１円、歳出総額では２７９万３，４９８円となり、実質収支額は７２万７，４１３円で、この額が令和６年度への繰越額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入については、保有財産の貸付収入が主なものであり、一方の歳出につきましては、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を、町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、議案第４７号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で７億１，５９７万６，７３５円、歳出総額では７億２４０万１，６６３円となり、実質収支額は１，３５７万５，０７２円となりました。この額が令和５年度への繰越額となるものでございます。

令和５年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は１，３０５人で、前年度より３６人減少、医療費の保険者負担額は４億４，９００万円余と、前年度と比較して５，８００万円余の減少、率にして１１．５％減少しました。

一人当たりの医療費も前年度より減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響による診療等が落ち着いたものと考えます。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で９３．６６％、前年度と比較して０．０

５ポイントの増加となりました。

未納者への対応につきましては、分納計画の推進による短期証発行のほか資格証発行などの厳しい対応も行い、収納率の向上に努めました。

次に、議案第４８号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で１億７，８４４万７，８４７円、歳出総額では１億７，６４４万６，３９９円となり、実質収支額は２００万１，４４８円となりました。この額が令和５年度への繰越額となるものでございます。

令和５年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は１，１１０人で、前年度より４２人増加、医療費の保険者負担額は８億６，９７３万円余と、前年度と比較して２，８１０万円余の減少、率にして３．１％減少しました。被保険者が増加する一方で、医療費は前年度よりも減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響による診療等が落ち着いたものと考えます。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で９９．９１％、前年度と比較して０．２１ポイントの増加となりました。未納者への対応につきましては、累積滞納とならないよう、細やかな連絡などにより、収納率の向上に努めました。

次に、議案第４９号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和５年度における６５歳以上の第１号被保険者数は１，９８５人で、前年度より１５人、率にして０．８％減少しており、高齢化率は、３３．３％、また、要介護認定者数は、３１１人で、前年度より１７人、率にして５．８％増加しております。

本会計の決算額は、歳入総額が６億２，１７４万２，７６２円、歳出総額６億１，８２８万２，７０４円で、実質収支額は３４６万５８円となりました。

歳入の主なものは、保険料と保険給付費等にかかる公費負担金で、その他には前年度の繰越金です。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、支出額全体の８９．９％を占めており、前年度より約５，３５０万円の増額となりました。

保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅介護サービスが３１．４％、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが５２．７％を占めております。

その他には、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や地域包括支援センター事業などを実施いたしました。

次に、議案第５０号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことにより、３月３１日をもって打切決算を行っております。

年度における農業集落排水事業４処理区の概要として、処理区域内人口２，０７８人に対し、水洗化人口は２，０６８人で、水洗化率は９９．５％となりました。

本会計の決算額は、歳入総額が8,285万5,081円、歳出総額が6,617万2,291円で、歳入歳出差引額が1,668万2,790円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料2,690万7,457円や一般会計予算からの繰入金4,090万円、町債1,110万円などとなっております。

次に、歳出につきましては、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、機器の維持修繕、公営企業会計移行に係る業務に要する費用など6,424万4,581円、また、公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金など192万7,710円となっております。

次に、議案第51号、令和5度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計においても、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことにより、3月31日をもって打切決算を行っております。

決算年度における概要として、処理区域内人口3,851人に対し、水洗化人口は3,817人で、水洗化率は99.1%となりました。

本会計の決算額は、歳入総額が3億450万9,753円、歳出総額が2億2,001万6,003円で、歳入歳出差引額が8,449万3,750円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許繰越額が9万150円、実質収支額は8,440万3,600円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料4,978万6,846円や国庫支出金2,213万8,150円、一般会計予算からの繰入金1億7,360万円、町債3,420万円などとなっております。

次に、歳出については、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、施設の維持修繕やストックマネジメント計画に基づく設備更新、公営企業会計移行に係る業務などに要する費用など1億3,395万6,061円、公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金など8,605万9,942円となっております。

次に、議案第52号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、決算年度における概要として、給水栓数は2,704個で前年度に比べ10か所増となりました。

年間配水量は、95万7,076 m^3 、日平均配水量は、契約水量4,800 m^3 に対して2,629 m^3 となっております。有収水量は、87万8,630 m^3 で前年度から1万4,557 m^3 増となりました。また、有収率は91.8%で前年から1.3ポイントの減となりました。

次に、本会計の決算額については、まず、企業の経営活動に伴う収支である収益的収入と支出において、水道料金などを主とする収入の決算額は、1億9,986万7,372円となりました。また、支出の決算額は、この収益を得るために要した水道事業費用として2億1,198万8,619円となり、これら決算額に基づく当該年度純損失は1,1

８８万４，６３４円となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、収入は、１２件の加入者負担金、２１３万円であり、支出では、老朽管の布設替工事費など１，８２０万６，６１０円となっております。

次に、議案第５３号、財産の取得についてでございますが、去る７月２２日に一般競争入札に付しました小型動力ポンプ付普通積載車を取得することについて、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました１６議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ所管の担当課長から説明させていただきますので、何卒十分なお審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和５年度の町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男委員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 深津和男監査委員。

○代表監査委員（深津和男委員） ご指名がありましたので、監査委員２名を代表いたしまして、令和５年度木曽岬町各会計決算に関する審査結果をご報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る７月１１日に令和５年度木曽岬町水道事業会計を行い、７月１２日、１６日、１７日の３日間にわたる日程で、令和５年度の木曽岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、服部英二夫監査委員と共に、地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項並びに地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、第２委員会室において対面による審査を実施し、７月１７日には関係者のご出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たって、私たちは町長から提出されました各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらが地方自治法、木曽岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き、関係者の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手続を実施しました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曽岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと

認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。審査結果の詳細は、お手元タブレットに格納されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、総括的意見につきまして、審査意見書に明記しましたが、歳入面においては、一般会計の町税や介護保険特別会計の収納率は前年度より増加しておりますが、国民健康保険特別会計の収納率では減少が見受けられました。また、不納欠損処分額に関して、一般会計の町税や国民健康保険特別会計は前年度を下回っておりますが、介護保険特別会計では前年度を上回っております。こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては積極的な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力が望まれるところであります。

また、歳出においては、事務・事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により年度末までによく予算を点検して、多額な不用額が生じないように努めていただきたいと思いますと考えます。

そして、各種団体等に対する補助金に関しては、公益性の観点から交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しをするように心がけ、団体育成の観点からもより適正な執行と管理に努めていただきたいと思いますと考えます。

最後に、本決算の実質公債費比率は4.5%で、前年度から0.4ポイント減少となっております。町債の借入は昨年度よりは減少していますが、今後の予測される返済額に対する中長期の財政見通しの把握に努め、適切な財政運営をされることを望みます。

なお、農業集落排水事業、公共下水道事業が令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことに伴う事務手続き等、遺憾なく進められることを要望します。

今後とも、施策の展開にあたっては中長期の財政計画のもとに、特定財源を確保するなど財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め自然を活かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開、人づくりに向け、全町一丸となって、多方面の取組みに期待するところであります。

以上で令和5年度の決算審査報告を終わります。

令和6年9月2日、代表監査委員、深津和男。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ここで休憩としたいと思います。10時25分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

いたします。

午前 10 時 6 分休憩

午前 10 時 25 分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を 8 月 30 日正午まで受け付けましたが、この間、通告がございませんでしたので、このことを報告し総括質疑を終了いたします。

ただいま議題としております、議案第 38 号から議案第 53 号までの 16 議案は、お手元タブレットの議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第 21 報告第 5 号 令和 5 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 21、報告第 5 号、令和 5 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただいま上程を賜りました報告第 5 号、タブレットでは令和 4 年度となっておりますが、令和 5 年度と訂正をお願いいたします。

報告第 5 号、令和 5 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和 5 年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして、議会に報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、何卒十分なご審議を尽くしていただきますように、お願いを申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第 5 号、令和 5 年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するものでございます。

ご覧いただいております資料の上段の表が、法第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率を

示すもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4項目となっております。また、下段の表が法第22条第1項の定めによる公営企業会計を対象といたしました資金不足比率を示すものとなっております。これらの比率が基準値以上になると財政健全化のために再生計画を策定しなければならないということになります。

はじめに上段の①、実質赤字比率につきましては、一般会計と土地取得特別会計を加えましたいわゆる普通会計と呼ばれる会計におきまして、資料の最上段に記載の標準財政規模こちらに対する実質赤字額の割合を示すものでございます。今期の決算では両会計とも赤字額を生じていないため、算定指数はございませんでした。

次の②、連結実績赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結した全会計を合算した結果の実質赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示すものでございます。今期の決算では、いずれの会計にも赤字額が生じていないため、算定指数はございませんでした。

次の③、実質公債比率は、一般会計が実質的に負担する公債費が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標で、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3か年の平均値を示すものであり、令和5年度の算定指数は4.5%となっております。

なお、令和4年度決算における実質公債比率の県下の平均値は5.3%、全国の平均値は、5.5%となっております。

次に④、将来負担比率は、借入金や将来支払っていく可能性のある負担額等の見込みが、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標で、当町では、将来的な負担見込み額よりも、基金や交付税などの充当可能な財源の方が上回っていることから、算定指数はございませんでした。

なお、令和4年度決算の報告では、算定指数のなかった市町は、三重県下では14団体に限ったこととございます。

下段の表の資金不足比率は、水道や下水道など、それぞれの企業会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割った時の比率となりますが、いずれも不足額を生じることはなく算定指数はございませんでした。

なお、タブレット内には2-17-01、令和5年度財政健全化法に基づく健全化判断比率資金不足比率という資料におきまして、実質公債比率の令和元年度からの推移もお示ししておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

以上、報告第5号、健全化判断比率、資金不足比率についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月12日に行います。

伊藤芳彦教育長にお伝えします。これより、同意案件に入りますが退席なさいますか。

〔伊藤教育長退場〕

日程第 2 2 同意第 3 号 木曽岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 2 2、同意第 3 号、木曽岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、同意第 3 号、木曽岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

教育長、伊藤芳彦氏が、令和 6 年 9 月 3 0 日付けをもって任期満了となることから、同氏に再任のお願いをすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項に基づき、同意を求めるものでございます。

伊藤氏におかれましては、本年 4 月に教育長に就任以来、教育振興並びに次期木曽岬町教育振興基本計画の策定検討など教育行政の推進に尽力され、その人格は高潔で、教育行政に関し広い識見を有し、引き続き教育長として適任であると存じますので、議員の皆様方にご同意頂きたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 同意第 3 号、木曽岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてのご説明をさせていただきます。

次の者を木曽岬町教育委員会の教育長としたいから、その任命について議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曽岬町教育委員会教育長、伊藤芳彦氏が、令和 6 年 9 月 3 0 日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き伊藤氏を任命しようとするものでございます。木曽岬町教育委員会教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要があります、これがこの議案を提出する理由でございます。

この度引き続きお願いする伊藤芳彦氏の住所は、三重県桑名市大字星川 1 4 7 1 番地 3、生年月日は、昭和 3 5 年 8 月 1 6 日生まれでございます。

再任をお願いする伊藤芳彦氏におかれましては、小学校教諭、桑名市教育委員会事務局教育研究所、三重県教育委員会事務局北勢教育事務所、また、木曽岬町教育委員会に在籍

されたのち、桑名市立小学校教頭、そして、木曾岬小学校校長をはじめ、桑名市立小学校の校長を務められました。人格的にも優れておられ、教育行政に高い見識をお持ちであります。前教育長の辞職に伴い本年４月に教育長に就任され、次期木曾岬町教育振興基本計画の策定検討においては、昨年４月に施行されましたこども基本法の制定を受け、教職員はもとより児童生徒に意見照会を行い、策定検討を進められております。

また、本年４月２４日に熱中症特別警戒アラートが新設されましたが、学校では熱中症事故防止対策として、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、原則として、休校の対応を取ることとするなど事故防止対策に取り組まれ、教育行政を牽引いただいております。木曾岬町の教育振興に関して見識をお持ちでありますことから、引き続き教育長として適任であると考えておりますので、議員の皆様方にご同意いただきたくお願い申し上げるものでございます。

なお、任期につきましては、令和６年１０月１日から令和９年９月３０日までの３年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第３号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は、人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第２２、同意第３号、木曾岬町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定しました。

伊藤芳彦教育長の入場をお願いいたします。

〔伊藤教育長入場〕

○議長（三輪一雅議員） 伊藤芳彦教育長にお伝えします。

ただいま教育長の任命同意が、全会一致で可決されました。ここでご挨拶がありましたらお願いいたします。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤芳彦教育長） ただいまはご同意をいただきまして、ありがとうございます。10月からまた3年間、教育長として務めさせていただきます。4月から約5か月が経ったわけですが、これからも引き続き、議員の皆様方のご指導、ご支援を賜りながら、一生懸命努力をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

日程第23 同意第4号 木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（三輪一雅議員） 続いて、日程第23、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

教育委員会委員、伊藤隆之氏が、令和6年9月30日付けをもって任期満了となることから、同氏に再任のお願いをすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、同意を求めるものでございます。

伊藤隆之氏におかれましては、令和2年10月より教育委員として様々な教育施策の推進にご尽力され、その人格は高潔で、教育・学術及び文化の各分野に関し識見を有し、引き続き教育委員として適任であると存じておりますので、議員の皆様方にご同意頂きたいようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明をさせていただきます。

次の者を木曽岬町教育委員会委員としたいから、その任命について議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曽岬町教育委員会委員、伊藤隆之氏が、令和6年9月30日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き伊藤氏を任命しようとするものでござ

います。木曽岬町教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があります、これがこの議案を提出する理由でございます。

この度引き続きお願いする伊藤隆之氏の住所は、三重県桑名郡木曽岬町大字見入729番地58、生年月日は、昭和29年2月20日生まれでございます。

再任をお願いする伊藤隆之氏におかれましては、令和2年10月1日に委員として就任して以来、その時々において様々な課題を抱える教育の現状に対して、長年に亘り当町の教育振興のため、また、子どもたちの健全育成のため、開かれた教育行政の推進にご尽力頂いてまいりました。

伊藤氏におかれましては、人格的にも優れておられ、教育委員としての経験から、教育・学術及び文化の各分野に対しての造詣は深く、高い識見をお持ちでありますことから、教育委員として適任であると考えておりますので、引き続き教育委員として、議員の皆様方にご同意頂きたくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第4号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は、人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第23、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

日程第25 請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第 2 6 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充
を求める請願書

日程第 2 7 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 2 4、請願第 1 号から日程第 2 7、請願第 4 号までの請願 4 件を一括上程し、これを議題といたします。

議会事務局長に請願文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） それでは、お手元タブレットの請願文書表をご覧ください。4 件の請願が提出されております。

受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名、紹介議員氏名の順で朗読をさせていただきます。

受理番号 1、令和 6 年 8 月 7 日、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書につきましては、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者は、記載の 5 名、紹介議員は、加藤真人議員でございます。

受理番号 2、令和 6 年 8 月 7 日、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書につきましては、子どもたちの豊かな学びの保障にむけ、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

受理番号 3、令和 6 年 8 月 7 日、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書につきましては、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

受理番号 4、令和 6 年 8 月 7 日、防災対策の充実を求める請願書につきましては、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願者及び紹介議員は同様でございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より委員会付託を省略して本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しました請願４件の審議については、会議規則第９２条第２項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。よって、上程しました請願第１号から請願第４号の請願４件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第２４、請願第１号から日程第２７、請願第４号までの請願４件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○５番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） ５番議席、加藤真人議員。

○５番（加藤真人議員） 請願書の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

はじめに、請願第１号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、１９８５年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。

教育の現場では、急速にＩＣＴ化がすすめられ、一人一台端末の整備がおこなわれました。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差がある状況も残されています。また、２０２４年度４月に公表された文科省の調査資料では、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況に地域間格差があり、改善の必要性が示されています。子どもたちの学びの格差につながらないよう、

これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきです。

また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

次に、請願第2号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりましたが、依然として、わたしたちが求め続けている学校現場の人的配置の充実の声は反映されていません。2024年度の教職員定数については、小学校高学年における教科担任制の強化、定年引上げにともなう特例定員による定数増はあったものの、教職員の自然減を大きく上まわるものではありません。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、中学校高等学校の教職員定数改善についても道筋が示されていません。

そのようななか、全国的に教員不足、教職員未配置の問題が深刻化しています。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、その状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。2024年1月現在未配置65人、非常勤での補充109人。三重県教職員組合の調べであります。

当然、満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状は極めて深刻で、子どもたちの教育にも直接影響をおよぼす課題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものです。教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちとむきあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの豊かな学びの保障につながります。子どもたちが安全・安心に学べる学校としていくためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強

く望めます

一方、日本の教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の平均の約70%程度と大きく下回っており、結果として私費負担の割合が高くなっています。物価等の生活費の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じています。教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの豊かな学びを保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、厚生労働省の「国民生活基礎調査2022」によると、子どもの貧困率は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%を大きく上回っています。そのようななか、円安等を要因とする物価高、そのことによる実質賃金の低下がつづき、子どもたちにとって厳しい経済状況となっています。

2024年度が最終年度となる「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。今後、この計画は、こども大綱を勘案して三重県が作成することも計画に引きつがれることとなります。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させる取り組みを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、高校生等奨学給付金制度における第一子と第二子以降に対する給付額の差の解消や専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて国の責任においてさらにすすめていくことが求められます。

また、児童手当の充実等の子ども関連施策についても、確実な実施とさらなる充実、国

による十分な財源確保が求められます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、2024年1月1日の能登半島地震では、建物の倒壊や津波等により、多くの死傷者が出ました。三重県災害時学校支援チームが派遣された輪島市では、養護教諭による子どもたちの心のサポートや事務職員としての知識や技術を活用した支援活動なども大きな成果としてあげられています。今回の支援活動を通じて得られた経験や知見をいかし、学校支援のあり方を考えていかなければなりません。

2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。

時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。木曽岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでいます。そのための非常食などの物資は町費で準備するなど災害時への備えがされています。

国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものであります。

○議長（三輪一雅議員） ただいま請願4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

続きまして、討論を行います。

討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論がないようですので、討論を終結します。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第24、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第24、請願第1号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第2号の採決を行います。

日程第25、請願第2号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第25、請願第2号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第26、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第２６、請願第３号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第４号の採決を行います。

日程第２７、請願第４号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。よって、日程第２７、請願第４号は採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前１１時１０分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重なご審議をありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には大変ご苦勞様でございました。

なお、一般質問日は９月１２日午前９時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。ご苦勞様でございました。